

新見市教育委員会 9月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和6年9月18日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	谷 本 隆 之
生涯学習課長	吉 岡 昭 彦
学校教育課長	宗 政 範 子
教育総務課長	忠 田 真
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和6年9月18日(水) 午後3時30分から午後4時55分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長

(新見市教育委員会 8 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

正村教育長

前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

正村教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議題 16 号 令和 6 年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について

正村教育長

それでは 6 の議事に移ります。
議第 16 号の説明をお願いします。

宗政課長

議第 16 号、令和 6 年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について説明をさせていただきます。

本日、お手元にはお配りしてないんですが、先日、県の教育委員会から令和 6 年度の人事異動にかかる実施要綱が示されました。今年度の県要綱の変更点として 2 点ございました。

1 つ目は、基本方針の中に、各校の魅力化を図るという「魅力化」という言葉が追加をされたことと、もう 1 点は、退職の対象者として、昨年度末は定年延長による定年退職者がありませんでしたので、「定年に達した者」という記述がなくなっていたんですが、また今年からこの言葉が復活をしております。

本日お配りをしております資料 1 ページ 2 ページ目にお示ししていますが、この県の人事異動の方針を受けて、本市で定めた人事異動方針及び人事異動実施要綱です。こちらにつきましては、昨年度と記載事項に変更はありませんが、先程ご説明いたしました県の変更点の趣旨も踏まえて進めていきたいと考えております。

以上です。

正村教育長	具体的に去年から文言が変わったところがありますか。
宗政課長	この中の文言は変わっておりません。
正村教育長	県の変更点は取り込まれてあるということですか。
宗政課長	趣旨としては踏まえてやっていきますが、要綱自体の言葉は変わっておりません。
正村教育長	わかりました。それでは時間をちょっと取りますから、見ていただければと思います。 (確認時間) 委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	では無いようですので、議題16号は承認してよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	ありがとうございます。議題16号は承認いたします。

議第17号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒就学援助について

正村教育長	続いて、議第17号の説明をお願いします。
宗政課長	議第17号、令和6年度要保護・準要保護児童生徒就学援助について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。 今回は、追加分としまして1世帯から申請がありました。2ページにお示しをしている方で、これは両親の離婚により世帯の前年度の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下となることから認定が適切と考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
正村教育長	委員の皆様からご質疑がありますでしょうか。
松井職務代理者	この方が適当かどうかということについての質問では全くなく、そこについて意見はありませんが、この就学援助のことについてちょっ

とお尋ねしてもいいですか。

正村教育長 はい、どうぞ。

松井職務代理者 この度、新見市が小中学生の給食費について、に一みんポイントによる還元というのを政策として出されて、この7月末に一期分としてポイントを付与したというようなことがホームページに出ていましたけども、それ自身はもう給食費無償化というのは、推進すべきだと思っていますから、大変非常にいいことだと思うんですけど、この就学援助の中に確か給食費の援助というのは、制度として含まれていたと思うんです。に一みんポイントを付与されるためには、例えば給食費の滞納がないことというのは、条件としてあったと思うんです。そうすると、例えば給食費がやむなく払えないために、例えばこういうような就学援助を受ける方が、に一みんポイントの付与を受けられないとしたら、より自体が深刻なことになるのではないかなというようにことを思ったもんですから、そういうことはないような制度設計になっているのかなというのをお尋ねしたいと思うんです。

宗政課長 に一みんポイントの付与については、就学援助費の内訳の中に、通常でしたら給食費に当たる部分の支給というのものもあるんですが、申請があった方については、この給食費の部分は除いた他の学用品ですか、そういったものについての就学援助の方をお渡ししまして、給食費については、に一みんポイントの付与の条件が給食費を納めているということでしたので、お仕事をさせていただいて給料を得られるとか、そういったところから払っていただき、他の方と同じようにポイント付与することで、プラスマイナスゼロといいますか、そういった形になっています。ですので、その方もに一みんポイントの付与は受けられているということです。

松井職務代理者 そのことによって、に一みんポイントの付与が受けられないために、より困るというようなことは生じないというふうに理解しておけばいいですか。

宗政課長 はい。やはりそういった援助を受けていらっしゃる方に、そういった市の方の子育て支援策が届くというのが重要だというふうに考えておりますので、制度設計の方も、そういった方にポイントもちゃんと届くような形にしております。

松井職務代理者 分かりました。

正村教育長 よろしいでしょうか。

外にありますでしょうか。

無いようですので議第17号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。

それでは議第17号は承認といたします。

報第16号 教育関係財産の処分（学校用地の寄附）について

正村教育長

次に報第16号の説明をお願いします。

忠田課長

報第16号、教育関係財産の処分（学校用地の寄附）についてご報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、建設課が継続的に実施をしております国土調査におきまして、今年は思誠小学校の用地が調査区域に当たっており、8月下旬に教育総務課職員が現地調査に立ち会いをしております。

国土調査につきましては、隣接する地権者の立ち会いの元に、土地の境界を確定し、現況に即して地籍や地目の確認をし、必要に応じて分筆であるとか、合筆をおこなって法務局の登記簿を新たに書き直していくというふうな調査でございます。

資料の4ページと5ページをご覧ください。まず資料の4ページになりますが、思誠小学校の用地117の所に緑色でマーカーを付けているのですが、校舎や体育館の部分があるんですけども、そちらを拡大したものが、資料の5ページになります。この学校用地の中に、赤で囲っておりますが、1969-1と2の地番ですが、ここに「新見思誠尋常高等小学校」という名義がそのまま残っており、こちらが2筆ございました。これは国土調査の現地立会を進めていくにあたって発覚したという状況でございました。国土調査をしますと通常たくさんの筆が敷地内にあったら、できるだけ地番を整理して合筆を進めていくのが通常でございまして、思誠小学校の敷地内もご覧の通り非常にたくさんの筆に分かれているというふうな状況にございますので、今回の国土調査の成果として、それをまとめていければというふうに思っております。そうした際に、合筆をするにあたっては、地目が同じであること、所有者が同じであるという事が前提になってきますので、「学校用地」という地目が同じであっても、所有者が異なれば、合筆の作業ができないというふうなことが発覚いたしました。そこで、実態の無いと言いますか、旧尋常高等小学校は現時点で存在をしませんので、新見市の名義に整えた上で、国土調査で合筆を進めていきたいということになりました。

そうした際に、法務局と相談をさせていただいて、どのような手続きがいいのかということ協議した結果、その尋常小学校の名義を、新見市の名義に変えるために、寄附を実施するのが現実に即したやり方ではないかというふうな指導を受けまして、その寄附を資料で言いますと1ページ目でございますが、寄附申出書を教育長の名義で提出する書類として作成をさせていただきました。新見市として土地の名

義が整った後に、今回の国調の成果で、隣接する地番と合筆をしたいというふうに思っております、まずその寄附をして名義を揃えるというふうなことをさせていただいております。

本来、教育関係財産の処分行為に当たるかなというふうに思いまして、そういう教育関係財産の処分につきましては、教育委員会の議決案件になっておるところでございますけれども、特に実態を伴わないと言いますか書類上の寄付行為で進むというふうなことでしたので、教育長の専決事項として教育長の決裁を経て、この書類を作らせていただきました。報告が後からになりましたけれども、ご了承いただければと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

正村教育長

今の報告でご了承いただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは以上で本日の議事は終了いたします。

7 閉 会

正村教育長

9月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後 4 時 5 5 分)